

会議名	第2回 小金井市都市計画マスタープラン 市民説明会
日時	令和3年2月28日(日) 10:00~11:30
場所	小金井 宮地楽器ホール 大ホール
出席者	27名
配布資料	資料 小金井市都市計画マスタープラン中間報告(案)

1. 開会

- ・課長挨拶<省略>(事務局)

2. 資料説明

(1) 小金井市都市計画マスタープラン 中間のまとめ(案)について

- ・説明用動画上映
- ・補足説明<省略>(事務局)

3. 議題

【市民1】

資料19ページの(2)幹線道路の整備方針について、都市計画道路の整備として11路線が記載されているが、「一部」と表現されているのは、具体的にどの区間のことなのか。

【事務局】ご指摘の通り、分かりにくい表現になっているため、分かりやすい表現を検討する。

【市民1】

私が懸念していることは、曖昧な分かりにくい表現を示されても判断しようがないこと。資料20ページに示されている図面は、どこに何ができるのか、非常に曖昧な表現になっている。また、「一部」という表現についても図中のどこなのか分からない。良いか悪いか判断するための詳細な図面が必要だと思う。私は、今年の12月まで策定委員を務めており、委員会の場でも発言したが、誰が見ても分かるような図面が必要だと思うため、是非用意していただきたい。

【事務局】資料20ページ図中に実線と点線で表現を分けており、点線部分の区間のことを「一部」という表現で記載している。この表現については、分かりやすいよう工夫していきたい。

【市民2】

説明を聞いて感じたことは、全体的に抽象的で、具体的に20年後どうなるのか、よく分からなかった。市民協議会に参加させていただき、水と緑など色んな意見を発言したが、それらの意見がどのように取り入れられたのか全く分からない。現行計画でも、同じように市民の声を聞いて計画を策定したと市長が仰っていたが、結局何も聞かずに決定したという感じがする。市民の声を本気で聞くのであれば、具体的に計画に記述してもらいたい。本日の説明の中でも、生物の多様性や風景の保全といった言葉が出てきたが、現在の玉川上水のように草木が刈られ、野鳥の数が減っているなど、今まで生息していた動植物たちが生息できない状況になっている。風景の保全についても、3・4・11号線の整備によって、国分寺崖線の風景が失われてしまう。小金井市の財産を失ってはいけないという強い気持ちをこのマスタープランの中に盛り込んでいかないといけない。20年後の水と緑が本当に大切だと市民が思っているのに、そのようなマスタープランになっていないのが正直な感想である。市民の声を計画に本気でいかす気があるのかお聞きしたい。

【事務局】今回の市民説明会でいただいたご意見、現在実施中のパブリックコメントでいただくご意見についても、貴重な意見として受け止める。いただいたご意見は参考にさせていただき、特に多くいただいたご意見については、その分、行政として重く受け止めなくてはならないと考えている。

【市民3】

この中間報告を作成するにあたり、策定委員会で議論いただいていると思うが、学識経験者というのは、知識を有する者であって、現場を知らないのではないか。マスタープランのなかでは、地域の場所と関係の深い内容も多くあると思うが、策定委員会のメンバーは、現場を見ているのか。また、これまで整備されてきたインフラの維持管理について、この先老朽化を迎えるなかで、資料中だと2行程度の文章で示されているが、それで本当に維持管理していけるのか。もう少し根本に戻ってしっかり検討していただきたい。

【事務局】 策定委員会には、4名の学識経験者に参加いただいている。いずれの先生にも現場をご案内し、優先整備路線2路線や国分寺崖線など、ご覧いただいた。その他、議会の状況や市長の考え方について、随時ご質問いただいております、事務局で説明しご理解いただいている。

【市民4】

本日の新聞記事で、地球温暖化対策の国際ルールとして、各国地域が提出・更新した温室効果ガスの排出削減目標は、2030年に排出量半減、2050年には排出量ゼロにするというものである。日本では、2030年に排出量26%減という低い目標となっている。都市計画マスタープランは、2040年の将来に向けた計画であるが、都市計画道路の計画にしても、玉川上水の問題や崖・野川の自然の問題についても、今あるCO2を吸収している自然を無くしてしまったら、これら削減目標の前提となる部分が崩れてしまう。こういった事も踏まえた上で、マスタープランを検討されているのか、お伺いしたい。

【事務局】 地球温暖化の問題については、非常に重く考えている。特に今後10年間の取組が重要であり、非常に切迫した状況にあるということも認識している。ご指摘いただいた点は非常に大切な視点であるため、再度その視点について確認していく。

【市民5】

資料20ページの図中に示されている、3・4・11号線の整備によって、みどりがどれだけ失われるかということを経算に入れて検討されているのか。この計画は、都から強制されたものなのか、市民の要望によって作成されたものなのか。

【事務局】 3・4・11号線については、昭和37年に国で決定された道路である。

【市民5】

野川公園は、東京都の苗圃や林で、一角は水辺の高低を貯めるため、見えない貯水池になっている。その周りには、手入れされていないありのままの自然が沢山残っている。そこは、コサギやアオサギ、鴨、タヌキなど、多様な動物の住処となっている。そこに幅十何メートルという道路や高い電柱・電線が整備されることで、自然が分断され、空飛ぶ鳥も飛べなくなり、小さい動物は住みにくくなってしまふ。また、20年後の将来、少子高齢化の更なる進展を考えると、高齢者などの憩いの場所として、野川公園のような広いみどり、小鳥が多く住む場所はとても大切な場所となる。約60年も昔の計画を今頃なぜ進めるのか、これからの社会情勢は当時とは変化しているにもかかわらず、昔の企画をそのまま盛り込むというのはいかがなものか。行政職員の皆さんご自身の20年後の将来も考えながら、検討してほしい。

【市民6】

資料19ページの文章で、「一部」と何度も出てくるが、その具体的な内容が明記されていない。また、都市計画道路が昭和37年に国によって決定されたものということで納得されているが、都の問題だから市は関係ないという発言はいかがなものか。現在、都市計画マスタープランについてのパブリックコメントを募集されているが、出された意見はどのように扱われるのか、教えていただきたい。

【事務局】資料中の「一部」という表現については、御指摘の通り、非常に分かりにくい表現になっているため、分かりやすい表現に修正させていただく。また、パブリックコメントについても、多様な意見をいただくため実施しており、一つ一つの御意見を、貴重な御意見として参考にさせていただきたいと考えている。

【市民6】

この計画のなかには、現状の数値もなければ、将来の定量的な目標値もなく、将来目指すべき姿の具体的な記載もない。例えば、「小金井らしさ」とは、中央線文化があって、小金井独自のカルチャーがある。そのようなまちのなかで小金井市の個性をいかしたまちづくりの内容が全く感じられない。「街路樹を整備します」、「自動車を減らして公共交通機関を使いやすいようにします」と記載されているが、具体的にどう実現するか分からない。「みどりをいかす」と言っても、今よりみどりを増やしていくのか、又はみどりを残していく場所・消してもよい場所を分けて考えているのか、市として、どのくらいの実現可能性をもって、どういう将来を見据えてこの計画を作成されているのか教えてほしい。

【事務局】曖昧な表現が多いと思われるが、都市計画マスタープランは、実施計画ではないことを御理解いただきたい。例えば、財源的な裏付けや工程など、マスタープランのなかで、具体的な実施計画まで深く検証できていない。それらは、各担当部局が実施計画というものを財源的な裏付けも含めて検討していくこととなっている。その際、市民の意見もいかながら、実際の財源の使い方も含めて具体的な計画を立てていく。都市計画マスタープランは、都市の将来像を示すもので、そのイメージを絵やイラストを使用しながら、それを文章で具体的なところを補足しながら、工夫を凝らしてお示しさせていただいている。

【市民6】

実現の裏付けのない方針を掲げることにどんな意味があるのか。このマスタープラン（方針）が実現する段階で、様々な制約が出てきたときに、優先順位を決める必要が出てくる。その際、このマスタープランが逆に足かせになって、優先順位を決定しにくくなるということも出てくるのではないか。実現性のない計画・方針というのは意味がないのではないか。

【事務局】御指摘の通り、実現性のない方針は記載できないため、各担当部局と調整し、どこまでの表現で記載すべきか検討した上で計画に盛り込んでいる。

【市民6】

具体性は何もないということか。

【事務局】どこまで施策として具体性を持っているかについては、各担当部局がその方針や考え方を持っている。一方で、現段階で実施計画として作成されていないものもある。これらについては、都市計画マスタープランのなかで、将来的に実現したいという目標・考え方を含めた形で表現するまでにとどまっている。都市計画マスタープランは、個別の実施計画ではないため、事務局としては、こういう方針に向かって調整を進めていきたいという思いで作成しているところである。

【市民7】

説明のなかでは、農地を大事にする、みどりを大事にするという内容が記載されているが、3・4・1号線や3・4・11号線は、国分寺崖線や野川、農地を切り崩して整備を進めることになる。これは、内容の整合が取れていないのではないか。どう考えているのか教えてほしい。

【事務局】市としての政策的な考えとして、市長の方で方針を立てている。昨年5月に、市長から都知事へ要望書という形で提出した。その中で、3・4・11号線の整備についても、

市民の皆さんの御意見を踏まえ、市長が了解できない状況下での事業化は進めないよう求めている。都市計画マスタープランにおいても、市として野川や国分寺崖線のみどりを保全していきたいという気持ちは持っている。しかし、都市計画道路については、事実として都市計画決定されているという法的な裏付けがあるため、マスタープランのなかでも一定の記載が必要になってしまうということである。

【市民8】

3・4・11号線について、昭和37年に国が決定した道路であると説明があったが、都市計画道路として決定するのに必要な主務大臣の決裁、内閣の認可、主務大臣の承認が全てないことが明らかとなっている。このように、違法に決定された道路の計画を推進していくことに対して、事務局はどのように考えているのか。

【事務局】昭和37年に決定された経緯について、違法ではないかという疑義があることは承知している。これはあくまでも国の中で決定され、市とは別の機関での手続きの話であり、行政の立場から、法令に反しているかどうかの判断はできない。当時、都から市へ都市計画決定の告示がされた旨の通知があった。先日の予算委員会でも資料として提示したが、市として、上位機関から通知が下された以上、その通知に基づいて事務執行しなければならない立場であることを御理解いただきたい。

【市民9】

資料19ページ(2)幹線道路整備方針について、都に提出した要望書の通り、市としての見解があるならば、3・4・1号線及び3・4・11号線を他の優先整備路線と同列に記載するのは違うのではないかと。これでは、道路整備を計画的に進めていくということになってしまう。また、必要に応じて今後の方針を検討すると記載されているが、これはどういうことを仰っているのか。

【事務局】御質問の2路線は、都市計画決定されている道路であるため、法的な裏付けがあるものを否定することはできない。都市計画道路というのは、計画的に進める道路のことであるため、その事実をそのまま文章として記載させていただいた。また、「必要に応じて今後の方針を検討する」という一文は、昨年5月に都へ提出した要望書が当該路線に対する市としての考え方であるため、その考え方を含めたものとしている。

以上